

令和7年 第9回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和7年9月25日(木)

## 令和7年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年9月25日(木)	開催場所	上里町役場大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	坂本俊雄	議事参与者		
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	×
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	×
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p> <p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定によ る許可申請について</p>	<p>事務局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員11名、推進委委員11名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号12番 飯塚 豊 委員 議席番号 1番 木村 隆之委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p> <p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。4筆あります。土地の所在は1筆目①は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は1,477㎡、②は大字〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は300㎡です。③は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1,616㎡、④は大字〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は5,470㎡です。居住地からの距離ですが①、③、④は1,800m、②につきましては1,650mです。4筆共に農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積127,000㎡、うち自作が7,000㎡。借受地は120,000㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は7名、機械につきましてはトラクター2台、野菜移植機2台等所有しております。作付けはネギ、キュウリ、ブロッ</p>
---	---	---

<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>木村 隆之委員</p> <p>松本 康男委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>コリーです。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は68歳の専業農家の方です。譲渡人が前耕作者から返還されたハウスの利用者を探しているという話を受けて経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番①②について 問題ありません。</p> <p>1番③④について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>日程第2 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
---	---	---

	<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は4件です。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町○○○○△△△△ (有)○○○○、譲渡人 本庄市○○△△△番地 ○○○○氏です。土地の所在は2筆ありまして、1筆は大字○○字○○○△△△△ 面積は599㎡、2筆目は大字○○字○○○△△△△面積は948㎡です。宅地と一体利用になります。地目は2筆とも畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は貸老人ホーム、デイサービスセンターです。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地及び第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は貸老人ホーム、デイサービスセンターを建築し、○○○○(株)がそれを借り受け、事業を行います。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町○○○△△△△○○○ ○○○○氏、譲渡人 東京都○○○○△△番地○○○○氏外1名です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△、面積は137㎡です。北側の自宅と一体利用です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は自宅駐車場です。形態は拡張、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、該当地北側の住居に居住しています。住宅敷地が狭く、車2台を駐車するのがぎりぎりなので、駐車スペース及び物干しスペースを確保するため申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町大字○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 本庄市○○△△△番地 ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△ 119㎡。北側庭と一体利用です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は車両置き場、形態は拡張、申請地は農業振興地域外の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、自動車の修理販売を仕事としております。町内の作業場だけでは車両が置ききれなくなり、自宅の敷地が置場になっている状態です。自宅敷地にも置ききれなくなったため、自宅敷地を置場として拡張するため申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市○○△△△番地△ (株)○○○○、譲渡人 千葉県○○○△△△ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○ △△△○ 845㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在不動産業を営んでおります。本物件は幹線や商業施設へのアクセスが良く、早期完売が見込まれることから分譲住宅を建築したく申請するものです。</p>
--	------------	---

	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	清水 福次委員	1 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	2 番について 問題ありません。
	木村 隆之委員	3 番について 問題ありません。
	中久木大祐委員	4 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	柴崎 久男委員	5 - 3 につきましては、いつ除外をしたのですか。
	事 務 局	以前から白地農地です。
	議 長	他にありますか
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～

<p>日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について</p>	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	事 務 局	<p>日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	議 長	<p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認について説明させていただきます。 1番ですが、継承者は 群馬県高崎市〇〇〇△△△ 〇〇〇〇(株)、土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 外2筆 面積は3筆併せて7,766㎡です。地目は田、使用目的は砂利採取用地、表土置き場用地です。申請理由は天候不良により期間内に完了することができないため、継続利用したく申請するものです。期間は令和7年12月17日から令和8年5月16日までの6か月の延長です。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	柴崎久男委員	<p>変更理由で天候不順とありますが、これは担当する私達としては、あまりにも簡単すぎて、例えば、晴れの日が何日、雨が何日、水をくみ上げる期間が何日等、最低そのぐらい出ないと、すぐ承認というのは納得できないところです。それから手続きすれば、変更承認がされるということで、会社の方は考えるかと思うんですが、誠実に仕事をさせていただかないと、地元の委員とすれば、心配であります。変更申請すれば、県は許可するという甘い考えで申請されてるように感じるので、私は不信感があります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局お願いいたします。</p>	

	<p>事務局</p>	<p>柴崎委員から事前に質問をいただいております、〇〇〇〇(株)にどのような状態だったかを改めてヒヤリングさせていただきました。日数とか、何日休んだ等、そういう数字は持っていなかったですが、資料で確認し回答いただきました。延長理由としましては、3月から5月は気候が悪かったというところで、特に3月に契約したというところが大きかったという話です。雨雪降って、乾ききらないと次の仕事に進めないというのが、〇〇〇〇(株)のご説明でした。3月、4月は天気が悪くて、その後も曇りが続いたので、月の半分15日程度しか仕事ができなかった。</p> <p>5月にいたっては連休明けて天気が悪くなったので、あの天気で、土が乾ききるまでの期間は、ほぼ仕事ができなかったというお話でした。3月から5月の天候不順により、スケジュールが当初の予定通りにいなくなってきたための延長申請というお話でした。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
	<p>柴崎久男委員</p>	<p>はい、私が言いたいのは、電話で聞いて、最初からわかっていますが、事務局も初めからわかっているでしょう。最初からこうに出せばいいんですよ。そしたら私だって質問なんかしません。私たち農業委員会が甘く見られているのではないかと思います。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございました。今申請書の方で、このように書いていただいておりますが、そこをもっと詳しく書くべきじゃなからうかというご意見ということで、受け取りさせていただきました。次回に来たとき、多分同じ形で来るとは思いますが、今後、聞き取り等して、全て、次から書くように指導していくという形で対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
	<p>議長 坂本茂委員</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>これに関連するのですが、私の見方は、会社ですから、仕事をどんどん先取りしてるわけです。申請してすぐ作業する。私が言いたいのは、これは賃借権設定6カ月しかないですが、どっちみち延長が2回出</p>

		てくるわけです。私もずっとやっていますけども、だったら最初から1年ぐらいの期間をとるのは法律的に駄目なのかどうかを確認させてください。
	事務局	基本は1年です。最初は1年間が基本になってきます。それに対して終わらなかったら延長です。それが半年です。1年間やって、最初から当初の申請は1年です。半年の変更追加申請もそうですが、最初の1年は昨年9月に申請がありまして、これが12か月という形で申請をいただいております。これに対して、スケジュール通りにいかなかったのが、今回6ヶ月の延長をしたいという申請になっております。トータルで1年半です。
	坂本茂委員	基本は1年なんですね。延長が6ヶ月ということなんですね。わかりました。
	木村隆之委員	これを承認しなければどうなるのか。
	事務局	5条ということなので、許可権者は県にあります。そうすると町としましては、委員会の意見として、今回決めるのではなく、次回にするかという意見が出るのと、不許可相当にするという、どちらかになってくると思います。不許可となれば不許可相当という意見で、県に進達をし、その後、県の方で改めて、これは許可に相当するかどうかということを審議しまして、許可相当となれば許可相当という形で出ますし、不許可相当となれば、不許可相当という形になります。
	坂本茂委員	不許可相当にすると大変です。不許可相当にすると、終わらないわけだね。
	事務局	今日の許可の期間を過ぎたら、現況復旧というルールになってますので、その許可期間内に現況復旧していただくという形になりますね。

[その他]	金井 栄委員	<p>延長の申請は、本来1年間の申請になってるわけじゃないですか。残りがどの程度で、例えば残り1ヶ月の段階とか、2ヶ月の段階とか、どこまでで延長の申請ができるんですか。</p>
	事務局	<p>延長するタイミングということによろしいですか。こちら県の許可案件になりますので、まずは、農業委員会の意見を県に出して、現場の案件を環境事務所で審査しまして、その後県の環境政策課の方で最終的な許可を出すという流れになっております。そうするとある程度時間がかかってきますので、私も〇〇〇〇様さんのお話の中で聞いたのですが、今申請すると、3カ月ぐらい経っても許可がなかなか下りてこないという話も出てるようなので、許可が出るまで時間かかっているようなので、それを見越しての申請という形のようなのです。</p>
	議長	<p>他にございませんか。</p>
	議長	<p>質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>ご異議なしと認め、原案の通り決定したいと思いますので、全員の挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議長	<p>以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。</p>
	事務局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の定例会について 10月24日(金) 午後1時30分 役場協議会室</li> <li>・ 農業委員・推進委員の改選について</li> <li>・ 農地パトロールについて</li> </ul>

<p>[閉 会]</p>	<p>会 長 代 理</p>	<p>・地域計画について</p> <p>日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
--------------	----------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年9月25日

議 長

印

(飯塚 豊 委員)

署 名 人

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印